

平成18年4月から産業廃棄物税を導入します。

福島県では、産業廃棄物の排出を抑制し、可能な限り再生利用や減量化を行うことにより、循環型社会の形成を促進するため、平成18年4月から産業廃棄物税を導入します。

1 納税義務者

県内の最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者です。

※ 中間処理業者に処理委託する排出事業者は、直接の納税義務は負いませんが、中間処理業者が処理後の残さを最終処分場に搬入する際に課税されますので、税相当額が中間処理料金に上乗せされる形で排出事業者に転嫁されることとなります。

2 課税標準

県内の最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量です。

3 税率

産業廃棄物の最終処分場への搬入重量1トンにつき1,000円です、

4 徴収方法

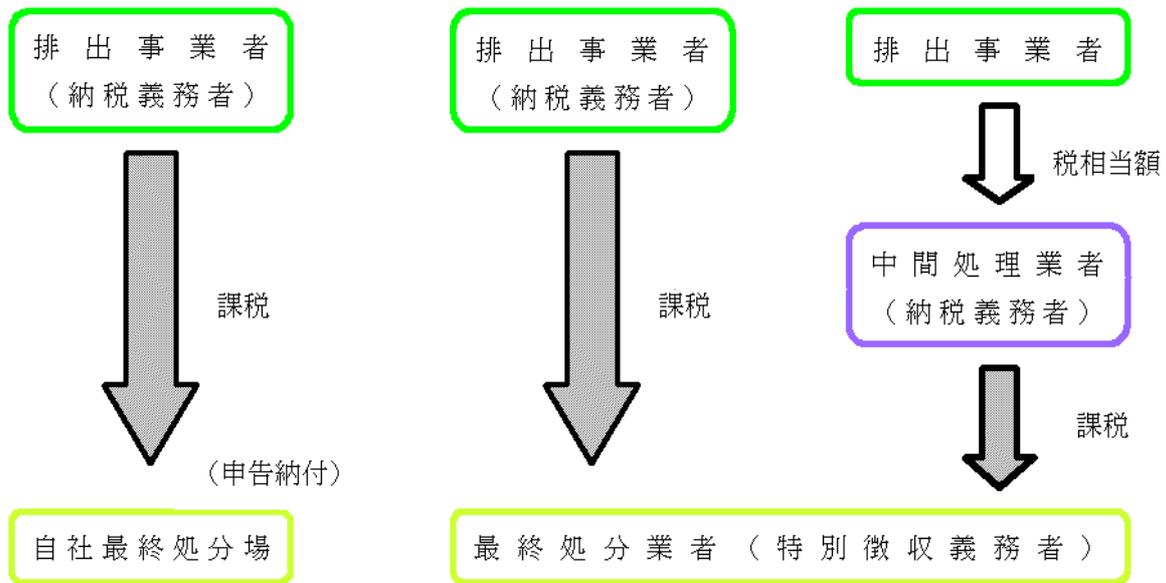
- ① 排出事業者又は中間処理業者が最終処分業者に最終処分を委託する場合は、最終処分業者による特別徴収となります。
- ② 排出事業者又は中間処理業者が自ら設置する最終処分場で最終処分を行う場合は、申告納付の方法となります。

5 課税の特例

- ① 排出事業者が自ら設置した最終処分場への搬入（自社最終処分）に対しては、その重量に1/2を乗じたものが課税標準となります。
- ② 排出事業者の年間の最終処分場への搬入量が1万トンを超える場合は、その超える部分について1/2を乗じたものが課税標準となります。

※ 他の事業者より委託を受けて中間処理された産業廃棄物の最終処分場への搬入については、①及び②の課税特例措置は適用されません。

[産業廃棄物税の仕組み図]



6 問い合わせ先

① 税制度に関すること

総務部税務企画グループ TEL 024-521-7067 FAX 024-521-7905

E-mail zeimu@pref.fukushima.jp

② 税の使途に関すること

生活環境部総務企画グループ TEL 024-521-7156 FAX 024-521-7918

E-mail seikansoumukikaku@pref.fukushima.jp

③ 産業廃棄物に関すること

生活環境部産業廃棄物対策グループ TEL 024-521-7264 FAX 024-521-7984

E-mail sangyou@pref.fukushima.jp